

重要事項説明書(福祉用具販売)

1. 事業所の体制等

- ・事業所名：一般社団法人わんだふる-ライフ 福祉用具 エルサ
- ・事業者番号：0971301874
- ・所在地：栃木県那須塩原市東赤田 321-1221
- ・居宅サービスの種類：(介護予防)福祉用具販売
- ・管理者および連絡先： 管理者 岸 友和
電話 0287-48-6265
- ・通常のサービス提供地域：那須塩原市、大田原市、那須町、矢板市

2. 事業の目的

介護保険の指定事業所として適正な営業を行い、福祉用具専門相談員が要介護状態又は要支援状態にあるご利用者様に対し、適切な福祉用具の販売を提供することを目的とします。

3. 運営方針

事業所の福祉用具専門相談員は、ご利用者様の体の様子、希望していることや生活環境を踏まえた適切な福祉用具選定の援助を行います。その後、福祉用具の設置、調整等を行いご利用者様の日常生活での自立支援を図るとともに、ご利用者様の介護負担の軽減ができるように福祉用具の販売を行います。

4. 営業時間

月～金曜日 9:00～18:00

(土・日曜日と国民の祝日はお休みです)

年末年始休業日：12/29 ～ 1/3

※年末年始休業日は年によって変更があります。

5. 事業所の職員体制

職 種	人 員 数	職 務
管理者	1 名	従事者と各業務全般の管理
福祉用具専門相談員	2 名	福祉用具選定の助言等、福祉用具販売に係る業務全般、福祉用具の納品等の作業全般

6. 提供するサービスの内容及び費用

福祉用具販売の種目、品名、購入金額及びご利用者様負担額(介護保険を利用する場合)は別添のカタログにて説明いたします。

7. サービスの利用方法

特定福祉用具販売とは、在宅の要介護、要支援認定をされている者が、入浴や排泄等に用いる福祉用具を購入したとき、その購入費の自己負担分を除く金額が支給される制度です。支給限度額は要介護度に関係なく、1年間(4/1～翌年3/31迄)につき、10万円です。

※10万円＝保険給付：自己負担分を除く金額＋自己負担：介護保険負担割合証に記載されている場合に
応じた金額

対象となる福祉用具

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ① 腰掛便座(ポータブルトイレ等) | ⑥固定用スロープ※ |
| ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ⑦歩行器(歩行車を除く)※ |
| ③ 入浴補助用具(入浴用イス、浴槽用手すり等) | ⑧単点杖(松葉杖を除く)※ |
| ④ 簡易浴槽(空気又は折りたたみ式等) | ⑨多点杖※ |
| ⑤ 移動用リフトのつり具部分 | ※貸与と販売の選択制になります。 |

福祉用具購入について

電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお話をよく聞き、適切な福祉用具を紹介いたします。受領委任払いで購入される方には、見積もりを作成しお渡しします。また、担当する介護支援専門員(ケアマネジャー)がいる場合は、事前に介護支援専門員の方とご相談をしてください。

納品

ご利用者様と相談の上に納品日を決めさせていただきます。また、事務所での受け取りもできます。

8. 自己負担額のお支払方法

介護保険のサービスを利用する場合、介護保険負担割合証に記載されている割合に応じた金額を自己負担して頂きます。(但し、1年で10万円まで)購入金額が制度上の支給限度額を超える場合は、その超える金額を自己負担して頂きます。

介護保険サービスを利用する場合、2種類の方法があります。

- ① 償還払い：いったん購入金額の全額をお支払いしていただきます。その際、領収書とカタログのコピーを交付いたします。その後、ご利用者様がお住まいの市町村等(区も含む)に対して領収書・必要書類を添付し、支給申請して給付を受けていただきます。

※最初の全額お支払いいただき、市町村に支給申請後に給付額が支給されます。
この場合は福祉用具を早く受け取れます。

- ② 受領委任払い：購入に先立ち、事前申請書(見積もりとカタログのコピー等添付)をお住まいの市町村等(区も含む)へ提出します。市町村等の承認後、福祉用具を実際に購入していただきます。その後、支給申請書(領収書を添付)を市町村等へ提出します。お支払いは購入金額の自己負担額分です。残りの金額は市町村から当事業所へ直接給付が行われます。

※お支払いは最初から自己負担額分です。市町村等への事前申請が必要になるので、償還払いに比べ福祉用具の受け取りに日数がかかります。

9. その他の費用

通常のサービス提供地域以外へのサービスは、通常のサービス提供領域を超えたところから“片道1キロメートル当たり50円”の交通費を別途お支払いいただきます。

搬入の際、特別な作業や措置が必要な場合は、ご利用者様・ご家族様のご了解の上、その費用を別途お支払いしていただきます。

10. 保証、返品、交換について

保証について

- ・保証対象商品メーカー保証適用以外の保証は取り扱っておりません。
- ・保証内容メーカー保証適用に準じます。
- ・保証限度額メーカー保証適用に準じます。
- ・保証期間メーカー保証適用に準じます。
- ・保証適応外：ご利用者様の誤った使用方法により破損・故障、改造された商品、適切なメンテナンスをされていない商品。

返品・交換について

・注文した商品がご利用者様のお望みの商品と異なる場合においては、キズまたは汚損などがなく、未使用の場合のみ返品・交換を受け付けます。また、当事業所の扱っている商材のほとんどが『福祉用具』であり、衛生面の観点から返品できない場合がございます。予めご了承ください。

11. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情についての対応窓口

[連絡先] 電話：0287-48-6265

FAX：0287-48-6033

相談責任者：岸 友和

対応時間：9:00～18:00(営業日)

お住まいの市町村及び栃木県国民健康保険団体連合会にも相談・苦情窓口があります。

窓 口	電 話 番 号
那須塩原市本庁高齢福祉課介護管理係	0287-62-7191
那須町健康福祉課介護保険係	0287-72-6910
大田原市高齢者幸福課介護認定係	0287-23-8678
矢板市健康福祉部高齢対策課	0287-43-2896
栃木県国民健康保険団連合会	028-643-2220 月曜日～金曜日 9時～17時

12. 販売品の故障、異常等

購入機器の故障、異常等が発生した場合は連絡をいただき、現象の確認をさせていただきます。
保証対象の場合は保証にて対応させていただきます。保証対象以外の場合は修理等に費用が発生します。

13. 緊急時の対応及び事故発生時の対応

サービス提供中、ご利用者様の容態に変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、ご家族様、居宅介護支援事業者などに連絡します。

ご購入された機器利用中に事故が発生した場合は市町村等(区も含む)、ご家族様及び居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際しての行動を記録するとともに、その原因を解明して事故の再発防止対策を講じます。

緊急時の連絡先		
福祉用具 エルサ	電話 0287-48-6265	携帯

14. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施いたします。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果に従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

17. 身体拘束適正化の推進

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

18. ハラスメントへの対応

事業所は『職員が安心できる職場でなければ、利用者の皆様に信頼されるサービス提供ができない』と考えております。そのため、事業所内及び利用者等からのハラスメント行為は厳正に対処していきます。

- ① 事業所は「ハラスメント防止対策に関する基本指針」「ハラスメント発生時の連絡・対応表」を策定して職場内のハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指しています。
- ② 語利用者様及びそのご家族様等が事業所の職員に対して以下のハラスメント行為を行った場合には契約解除・損害賠償請求も含め厳正に対応いたします。
 - ・暴行：殴る、つねる、など
 - ・暴言：「死ね」「役立たず」など、職員や職員の家族等へ尊厳を傷つけるような言葉づかいをするなど
 - ・威嚇：近距離で職員に対して怒鳴る、反社会的勢力の構成員だった過去を示したり、殺傷能力のある物をして職員に恐怖心を与える行為、職員の求めに対してペットを柵に入れないなど
 - ・セクハラ：必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、性的な動画や音声を流すなど
 - ・過度な要求：職員の契約内容以外の労力や介護保険制度上から逸脱する内容の要求など
 - ・プライバシー侵害：職員の許可なくその撮影（録画・録音等）をして SNS 上に投稿、執拗に個人情報等をたずねるなど
 - ・その他：上記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為 等

19. 機密保持について

- ・事業者及び従業者は、正当な理由がない限りその業務上知り得たご利用者様またはご家族様の秘密を漏らしません。
- ・当事業者の従業者が退職後、正当な理由がない限りその業務上知り得たご利用者様またはご家族様の秘密を漏らしません。
- ・当事業所の従業者は、ご利用者様のサービス担当者会議等で必要である場合に限り、あらかじめ文章による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者様及びご家族様の個人情報を用います。

令和 年 月 日

居宅サービス利用に当たり、上記により重要事項を説明致しました。

事 業 者	
所 在 地	〒329-2742 栃木県那須塩原市東赤田 321-1221
事 業 者 名	一般社団法人わんだふる-ライフ 福祉用具エルサ
説 明 者	福祉用具専門相談員： 氏名

居宅サービス利用に当たり重要事項の説明を受け、同意しました。

ご 利 用 者 様	
住 所	〒
氏 名	

代 理 人 続 柄()	
住 所	〒
氏 名	